

# 随意契約及び比較見積りを省略する理由書

案件名 : 寝屋川南部地下河川 平野川調節池ポンプ設備改修工事

本工事は、平野川調節池（平野処理場）の排水ポンプ設備において、電動機更新等の改修を行うものである。

## 1. 随意契約理由

平野川調節池（平野処理場）は、寝屋川流域の浸水被害を防ぎ、府民の安心・安全を確保するための防災施設である。今回改修する当該設備は、貯留雨水を平野川に排水するための重要な設備であり、常にその状態を良好に維持する必要がある。

本工事の対象及び主な内容は、高い信頼性と安定した機能確保のために、排水施設の主要機器である主ポンプの腐食、摩耗状態の確認、分解清掃・測定、電動機及び劣化部品の取替などを行うものである。

当該機器は、製作会社固有の技術により、当機場用に設計・製作されたものであり、いわゆる汎用機器ではないため、本工事の実施に際しては、その機能、構造に精通し、当該設備の詳細な設計資料、高度な診断能力、不具合に対する処置検討能力を保有していることが求められ、かつ交換部品の入手と熟練した技術者の確保が必要とされる。

以上のことから、本工事の施工は、設計・製作を行った株式会社電業社機械製作所以外には不可能であることから、同社大阪支店より見積りを徴取することとし、その価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結したい。

## 2. 比較見積省略理由

本府財務規則第 62 条の規定に基づき複数の者から見積もりを徴取すべきであるが、同規則の運用第 62 条関係第 2 項第 1 号（特定の者でなければ履行できないもの）の規定により、比較見積りの徴取を省略する。